

運動部活動の地域展開等推進事業
(部活動の地域展開等の実施状況、大会の開催・運
営の在り方等に関する調査研究)

仕 様 書

令和8年2月9日
スポーツ庁地域スポーツ課

1. 事業名

運動部活動の地域展開等推進事業（部活動の地域展開等の実施状況、大会の開催・運営の在り方等に関する調査研究）

2. 目的

運動部活動の地域展開等の実施状況や大会の状況等の実態を把握するため、地方公共団体における地域クラブ活動の取組状況や取組を進めるにあたっての課題、大会の開催・運営の在り方等に関する調査研究を実施する。

3. 委託期間

契約締結日から当該年度の3月31日までとする

4. 委託先

法人格を有する団体

5. 契約件数及び事業規模

- ・契約件数：1件
- ・事業規模：20,000,000円を上限とする

6. 業務の内容

(1) 地方公共団体における地域クラブ活動の取組状況・取組を進めるにあたっての課題等に関する調査・分析等の実施

○調査対象及び数量等

※最終的な調査対象及び数量は、スポーツ庁と協議の上、決定すること

- ・調査対象：都道府県・指定都市・市区町村等
- ・設問数：100問以上

○調査時期

※最終的な調査開始時期については、スポーツ庁と協議の上、決定すること。

調査開始予定期間：4月～5月

○調査予定内容等

※具体的な内容については、スポーツ庁と協議の上、決定すること

部活動の地域展開・地域連携の進捗状況や部活動指導員の配置の実施状況等に関する内容等を盛り込むことを想定している。

(2) 中学生年代を主な参加対象としている都道府県大会等に関する調査・分析等の実施

○調査対象及び数量等

※最終的な設問数は、スポーツ庁と協議の上、決定すること

- ・調査対象：都道府県中学校体育連盟、都道府県スポーツ団体等
- ・設問数：50問以上

○調査時期

※最終的な調査開始時期等については、スポーツ庁と協議の上、決定すること。

- ・調査開始予定時期：8月以降

○調査予定内容等

※具体的な内容については、スポーツ庁と協議の上、決定すること

全国中学校体育大会に繋がる各都道府県中学校予選大会等に関する規定や運営状況等の以下に関する内容等を盛り込むことを想定している。

・規定

例：所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域クラブ活動からの大会
参加を認めない規定（いわゆる「県またぎ禁止」）を定めていますか。

・運営状況

例：中学生年代の大会の在り方について、感じている課題を教えてください。

など

○調査方法

調査は、アンケート調査を基本とする（必要に応じてヒアリング実施）。

(3) (1) 及び (2) の調査・分析等

○ 上記の調査等の実施に必要な調査資材の設計・作成を行い、調査票の配布・回収・集計を実施する。また、調査結果等に基づき、分析等を行うとともに、(1) 及び (2) の調査について、必要な部分をクロス分析等すること。

○ 調査・分析等に当たっては、必要に応じて、受託者において、以下の項目に示すような専門家等から、調査方針・結果等について指導・助言を受けること。

- ①スポーツ政策の専門家・実務者（特に、部活動や国内のスポーツ大会に関する事例等について、知見を幅広く有している者が望ましい。）
- ②①のほか、調査・分析等を行うにあたって必要と認める専門家・実務者

- 問い合わせ用の専用番号（1番号）、専用メールアドレスまたは問合せ用フォームを取得し、調査対象からの問い合わせに対応すること。

（4）報告書の作成

受託者は、ガイドラインの内容や上記の調査・分析等の結果及び成果等を踏まえ報告書を作成すること。

（5）その他全般に関する業務

- 本仕様書に示す業務を確実に実施する体制を確立し、マネジメントを適切に行うこと。

- 事業のスケジュール・進捗状況や経理状況を適切に管理するとともに、事業全体の業務分担、関係機関との間の役割や責任を明確化すること。

7. 事業報告

（1）途中報告、速報値の報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、受託者はスポーツ庁の求めに応じ、事業の進捗状況をスポーツ庁に報告するものとする。また、スポーツ庁の求めに応じて、調査の速報値をスポーツ庁に報告するものとする。

（2）最終報告

受託者は、事業が終了した際には、調査・分析等の結果及び成果等を踏まえた報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は委託期間の最終日のいずれか早い日までにスポーツ庁に電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point形式等編集可能なファイル）で納品すること。併せて報告書を作成する際に得た調査データ等も同様に納品すること。

8. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていないとも不合格とはならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁地域スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は、別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 委託業務の実施方針

1－1 事業内容の妥当性、独創性

* 1－1－1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

* 1－1－2 偏った事業内容となっていないこと。

1－2 事業実施方法の妥当性、独創性

* 1－2－1 事業実施の手法が妥当であること。〔事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

* 1－2－2 事業実施の手法が明確であること。

1－3 作業計画の妥当性、効率性

* 1－3－1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2－1 組織の類似業務の経験

2－1－1 過去に運動部活動や地域スポーツに関する調査研究又は事業実施に係る事務局運営に関する類似の業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2－2 組織の業務実施能力

* 2－2－1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2－2－2 本事業に関わる幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2－2－3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2－3 業務実施に当たってのバックアップ体制

2－3－1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3－1 業務従事予定者の類似業務の経験

3－1－1 過去に運動部活動や地域スポーツに関する調査研究又は事業実施に係る事務局運営に関する類似の業務をした実績があればその内容に応じて加点する。

3－2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

* 3－2－1 業務内容に関する知識・知見を有していること。

3－2－2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4－1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4－1－1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）。
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5－1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする）

5－1－1 令和 4 年 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3 %以上、中小企業等においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5－1－2 令和 4 年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3 %以上、中小企業等においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※ 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

て」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知についてに基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

9. 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

10. 守秘義務

受託者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

11. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

12. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5－1－1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5－1－2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 債給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5－1－1 の場合は「合計額」と、5－1－2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受託者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

13. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

14. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

15. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) 契約締結後、遅滞なく本事業が開始できるように、再委託先との連絡調整を緊密にすること。
- (3) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則としてスポーツ庁に帰属するものとする。また、本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。
- (4) 受託者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本仕様書に定めるもののほか、「運動部活動の地域展開等推進事業委託要項」、「スポーツ庁委託事業事務処理要領」及び委託契約書等にて規定されている事項を遵守すること。なお、事業計画書に記載された事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書をスポーツ庁に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の 20%を超えない場合はこの限りではない。

- (5) スポーツ庁は、必要があると認められるときは、所属の職員に、受託先の事務所、事業場等において、スポーツ庁が預託し又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、受託者に対し必要な指示をすることができる。受託者は、スポーツ庁からその調査及び指示を受けた場合には、スポーツ庁に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- (6) 受託者は、委託事業の実施に当たり、成果報告書のほか、開催案内等の対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。
- (7) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議の上履行すること。